

ショートステイ利用料金 (1日あたり)

※令和6年4月改正料金

	介護費	※介護費 (連続61日以上ショートステイを利用した場合)	サービス提供 体制強化加算 (Ⅲ)	夜勤職員 配置加算	介護職員処 遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特 定処遇改善加 算(Ⅰ)	ベースアッ プ等支援等 加算	居住費	食費	自己負担合計
要支援1	529円	(503円)	18円	—	45円	15円	9円	2,006円	1,740円	4,362円
要支援2	656円	(623円)		—	56円	18円	11円			4,505円
要介護1	704円	(670円)		18円	61円	20円	12円			4,579円
要介護2	772円	(740円)		67円	22円	13円	4,656円			
要介護3	847円	(815円)		73円	24円	14円	4,740円			
要介護4	918円	(886円)		79円	26円	15円	4,820円			
要介護5	987円	(955円)		85円	27円	16円	4,898円			

※連続61日以上(要支援の方は31日以上)ショートステイを利用されると介護費が( )内の料金に変わります。  
一定以上の所得のある方については、サービス利用時の負担割合が2割または3割になります。

○加算利用料

- ・送迎加算(片道) 片道 184円

○その他利用料

- ・理髪サービス 1回 実費
- ・複写物の交付 1枚につき 10円
- ・買い物代行 1回あたり 50円
- ・電化製品持込み料金 1日 30円

○利用料金の負担が軽減されるサービスがございます。

- ・介護保険負担限度額認定
- ・社会福祉法人等利用者負担軽減

各制度につきましては、担当ケアマネジャー(介護支援専門員)までご相談下さい。

世帯所得などの条件により、負担軽減を受けられない場合がありますので、ご注意ください。



ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL 0287-60-0061